平成２２年（フ）第４１７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2130番地の１　メゾンウメザワ101
債務者　伊藤恵美子
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４３号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目40番28号　サンベルク伊勢原105号
債務者　弓削　　旭
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６８号
神奈川県伊勢原市高森７丁目835番地の15　マイメゾン愛甲石田408号
債務者　齋藤　光紀
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７０号
神奈川県小田原市中町１丁目11番17号
債務者　野口さやか（旧姓志村）
１　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７７３号
愛知県春日井市八田町１丁目12番地７
債務者　西桐電気こと　西桐　和雄
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５３号
名古屋市中川区上高畑２丁目34番地　サンライトマンション103号
債務者　丹羽　元子
１　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７６号
福岡市城南区別府４丁目３番８―502号
債務者　草留由貴子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６０６号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目28番６号
債務者　大坪　　忠
１　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４１号
福岡市東区八田２丁目25番１―101号
債務者　田端　安弘
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０４２号
福岡市東区八田２丁目25番１―101号
債務者　田端加寿恵
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４０号
福岡市東区城浜団地74番203号
債務者　深見　真紀
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３６号
福岡県古賀市谷山375番地１
債務者　坂本　正博
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９９号
福岡県筑紫野市紫１丁目３番23号　シティハウス筑紫野107号
債務者　林田　美香
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３３２号
福岡市東区城浜団地20番405号
債務者　大歳　純一
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２０号
鹿児島県薩摩川内市田海町200番地１今村住宅
債務者　**萩**原　秀孝
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
鹿児島県出水郡長島町諸浦1722番地１
債務者　**濵**島ユリ子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎73番地１
債務者　森山　彩子
１　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係